

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(案)

2018年の改正に向け、本年2月17日からスタートした厚労相の諮問機関社会保障審議会介護保険部会での議論が、参院選後「介護サービス縮減」の方向をさらに強めながら進められている。とりわけ「軽度要介護者」を対象とした「改正」は対象者も230万人と多く、深刻な影響をもたらしかねないものである。

すでに、2015年度改正により「要支援1・2」対象者の予防訪問介護及び予防通所介護が基礎自治体に移行されたが、現下の議論ではさらに「要介護1・2」まで拡大し、また、福祉用具の貸与、住宅改修を保険対象から外す方向となっている。

現行の介護保険制度における福祉用具、住宅改修サービスは、要介護者の自立意欲や疾病・傷害の予防効果を高め、また介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。このことは、本制度の方針の中に利用者の「自立の促進」と「利用者介護する者の負担の軽減」が明記されていることから明らかであろう。

しかし、「軽度者」に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則として全額自己負担となれば、同サービスを最も受けている「要介護1・2」対象者のうち、低所得世帯等弱者切捨てにつながりかねない。また、サービス利用を控えることは高齢者の自立的な生活を阻害し、重度化が進めば、結果的に給付費が増大することも予測される。これでは議論の目的とされている「給付の適正化」に逆行する。

国においては、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修サービスの見直しについて、高齢者の自立を支援し、要介護状態の重度化を防ぎ、介護者の負担を軽減するという介護保険の基本理念に則り、介護が必要な方々の生活を真に支える観点から、慎重な検討を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣
厚生労働大臣内閣総理大臣
内閣総理大臣 あて